

長浜市地域共創ラーニング事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の地域資源の活用による地域振興及び地域課題の解決を目的として、市内でフィールドワークを実施する大学等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワーク 学生が市内において市民と接し、地域の実情の調査及び研究並びに資料収集を行うものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等専門学校、短期大学、専修学校若しくは大学又はこれらに類するものとして市長が認めた学校、機関等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に所在する大学等に在籍する者が5人以上参加する団体であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの又は当該団体を設置し、若しくは統括する大学等であること。
 - ア 大学等が設置する学級、研究室、ゼミナールその他これらに類する団体
 - イ 大学生等が教育活動を目的として構成する団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (5) 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が5人以上で行うフィールドワーク（第2号に規定する内容を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市における新たな価値創造又は地域課題解決につながる内容であること。
- (2) 公開の場で活動の成果報告又は地域課題解決の提言を行う等の方法により、補助事業で得られた知見を市民に還元する機会が設けられていること。
- (3) フィールドワークを行うために市に4日以上滞在すること。

(4) 4週間以上取り組む研究の一環として実施されるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

補助対象経費
講師等謝礼、交流ワークショップ運営費、郵便料、通信料、保険料、会場使用料、レンタル機器、レンタル物品、レンタカー等使用料、燃料費、印刷製本費、大学等の所在地と市との間の往復旅費（飛行機、鉄道、高速道路通行料金、バス等の公共交通機関の利用に係る経費）、市内の宿泊施設での宿泊費（飲食費を除く。）、消耗品費、その他市長が認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、補助対象者が国、地方公共団体その他公共的団体から補助事業に対して補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費の額として算定するものとする。

2 補助金の額の上限は、補助事業を実施した日数に2万円を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額とする。

3 同一の者に対する補助金の交付は、年度ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市地域共創ラーニング事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク計画書（様式第2号）
- (2) フィールドワーク参加者名簿（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、長浜市地域共創ラーニング事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、長浜市地域共創ラーニング事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(補助金等の申請の取下げ)

第9条 規則第9条第1項に規定する補助金等の交付の申請の取下げは、長浜市地域共創ラーニング事業補助金交付申請取下書（様式第7号）によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出等を証明する領収書等の写し
- (4) 補助事業の実施状況が分かる写真等

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(長浜市に大学等呼び込むフィールド化事業補助金交付要綱の廃止)

3 長浜市に大学等呼び込むフィールド化事業補助金交付要綱（令和7年長浜市告示第87号）は、廃止する。